

## **[事案 29-193] 遡及解約請求**

・平成 30 年 6 月 22 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人から解約返戻金額の推移について誤説明があったことを理由に、誤説明があった時点に遡って解約することを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 18 年 3 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、平成 26 年 6 月に遡って解約し、当時の解約時受取額合計を支払い、以後の既払込保険料を返してほしい。

- (1)平成 26 年 6 月に募集人から説明を受けた際、解約時受取額合計（解約返戻金および積立配当金等の合計）は増え続けると言われたため、保険料が上がる 4 年後の更新時までには本契約を継続することにしたが、平成 29 年 4 月に説明された際には同金額が減っていた。
- (2)平成 26 年に説明を受ける際、直前に勤務先を退職したので、本契約の見直しや解約を考えている旨をあらかじめ具体的に募集人に伝えていたものであり、当時正しい説明を受けていれば、その時点で解約していた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、平成 26 年当時、解約時受取額合計が今後も増えていくと発言していない。
- (2)募集人は、平成 26 年当時、申立人から本契約の解約に関して何も聞いていない。申立人から解約についての話があったのは、同 29 年の説明を受け、解約時受取額合計が減ったことを申立人が知った時が初めてである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、平成 26 年当時に申立人が本契約を解約する意思を保険会社ないし募集人に対して伝えたとは認められないものの、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約の解約返戻金額が、長期的に見れば終身にわたり遡増していく傾向にあることは間違いのない事実であるものの、終始一貫して増加するわけではないうえ、平成 26 年の説明直後の 4 年間は遡減することが明らかであることからすると、募集人による「増えていく」という趣旨の発言は、やや誤解を招くものであった。